令和2年11月定例会

請願 陳情参考資料

(令和2年11月27日)

生 活 環 境 部

受理番号 (受理年月日)	
2年-30号 (2.11.20)	様施 計会点め業 がてを済 しになて 画のからを 有位受産 て 解られ実 し置け業 いり りの等定おす おけ関等 と

本年3月に策定した令和新時代とっとり環境イニシアティブプランでは、2030年度に需要電力における再生可能エネルギーの割合60%を目標としているが、これはFIT認定済等で運転開始が確実に見込まれるバイオマス発電等を見込んだものであり、風力発電の新増設はなくても達成可能な目標であると考えている。

- 2 県では、再生可能エネルギーは、住民理解のもと導入されることが重要と考えており、これまでの事例においても、事業者に対し、住民理解に努めるよう要請するなどの対応をしてきている。
- 3 環境影響評価手続において、環境影響調査結果及び詳細な事業計画等が事業者から 県に提出された場合は、内容を確認し、環境影響評価の妥当性、事業内容を精査した 上で、鳥取県環境影響評価審査会の専門家の御意見、関係市町村や住民からの御意見 を踏まえた上で、適切に意見を述べていくことになる。

県での環境影響評価の妥当性等の精査は、例えば、騒音については、国が専門家を 交えた検討会で整理された内容を踏まえて策定された「風力発電施設から発生する騒 音に関する指針」に基づき行うこととなり、当該指針では、風車からの影響は風況、 地形、土地の利用状況等によって異なることなどから、地域の状況に応じた対応が求 められるとされており、事案に応じて対応しているところである。

4 なお、許認可等の手続において地元意見が適切に反映される仕組みの構築や地域住民の理解を得ないまま設置を進めることがないよう、国が責任をもって事業者を指導することを国に要望してきている。